

中野市の人事行政の運営等の状況を公表します

I 職員の任免と職員数に関する状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	職員数		対前年増減数	
	平成21年	平成22年		
一般行政部門	議 会	5	5	0
	総務企画	85	84	△1
	税 務	23	23	0
	民生	131	129	△2
	衛生	31	30	△1
	労働	3	3	0
	農林水産	24	25	1
	商 工	10	10	0
	土 木	34	33	△1
	小 計	346	342	△4
特別行政部門	教 育	51	51	0
	小 計	51	51	0
公営企業等会計部門	水 道	12	10	△2
	下 水 道	13	12	△1
	そ の 他	24	25	1
	小 計	49	47	△2
合 計	446	440	△6	

II 職員の給与の状況

①人件費と職員給与費の状況

（ア）人件費の状況（平成21年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（年度末）	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
人	千円	千円	%
46,965	20,550,863	3,668,465	17.9

注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

②職員の平均給料・給与月額と平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

職種	平均給料月額	平均年齢
一 般 行政職	円 323,200	歳 42.6

④職務上の地位別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

一 般 行政職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	合計
	職員数（人）	16	35	134	36	33	20	10	284
	構成比（%）	5.6	12.3	47.2	12.7	11.6	7.0	3.5	100

⑤職員手当の状況（平成22年4月1日現在）

期末・勤勉手当6月期(特定幹部職員)	期末 1.25月分(1.10月分)	勤勉 0.70月分(0.85月分)	退職手当 勤続20年	自己都合 23.50月分	勸奨定年 30.55月分	※期末・勤勉手当は、職務上の段階、職務の級などにより、加算措置があります。
12月期(特定幹部職員)	1.40月分(1.15月分)	0.65月分(0.90月分)	勤続25年	33.50月分	41.34月分	※このほか、特殊勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、日宿直手当、寒冷地手当、時間外勤務手当などがあります。
合計(特定幹部職員)	2.65月分(2.25月分)	1.35月分(1.75月分)	最高限度	59.28月分	59.28月分	
			その他特例	退職時特別昇給なし		

⑥特別職の報酬などの状況（平成22年4月1日現在）

区 分	給料月額（円）	区 分	報酬月額（円）	期末手当支給割合
市 長	821,300	議 長	384,200	6月期 1.45月 12月期 1.65月（計3.10月分）
副市長	669,600	副 議 長	325,300	
教育長	573,800	議 員	302,400	

III 職員の勤務時間とその他の勤務条件の状況

職員の勤務時間は1日7時45分、週38時45分であり、原則、始業時間が午前8時30分、終業時間が午後5時15分です。また、休暇などの種類には、年次休暇、療養休暇、特別休暇（公民権の行使、職員の結婚、職員の出産、忌引など）、介護休暇、組合休暇、育児休業があります。なお、年次休暇の取得状況、育児休業および介護休暇の取得状況は、次頁冒頭①、②のとおりです。

◀増減理由

主な増員理由は、農林水産業務増、公営企業等会計部門の管理職員の専任化などによるものであり、主な減員理由は、事務の統廃合縮小、保健師業務の見直しおよび車両整備業務の嘱託化などによるものです。

※職員数は一般職に属する職員。地方公務員の身分を持つ休職者などを含みます。（一部事務組合などの派遣職員および臨時などの非常勤職員を除く）

▶増減理由

主な増員理由は、農林水産業務増、公営企業等会計部門の管理職員の専任化などによるものであり、主な減員理由は、事務の統廃合縮小、保健師業務の見直しおよび車両整備業務の嘱託化などによるものです。

※職員数は一般職に属する職員。地方公務員の身分を持つ休職者などを含みます。（一部事務組合などの派遣職員および臨時などの非常勤職員を除く）

②採用職員と退職職員

採用者数	退職者数
13人	21人

採用者数は、平成22年4月1日の採用者数であり、退職者数は平成21年4月1日から平成22年3月31日の退職者数（一部事務組合等派遣職員を含む）

①年次休暇取得状況

平均取得日数	9.5日
--------	------

(注)年次休暇の平均取得日数は、平成21年1月1日から12月31日までの、1人当たりのものです。

②育児休業の取得状況（平成21年度）

取得者数		取得期間			
男	女	3カ月以下	3カ月超え6カ月以下	6カ月超え1年以下	1年超え3年以下
人 0	人 8	人 0	人 0	人 2	人 6

（注）年度中に新たに取得した職員数

IV 職員の分限と懲戒処分などの状況

分限処分者数および懲戒処分者などの数（平成21年度）

分限処分者					懲戒処分者					訓告等
免職	休職	降任	降格	小計	免職	休職	降任	降格	小計	
人 0	人 3	人 0	人 0	人 3	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 12

◎分限処分…職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的となされます。

◎懲戒処分…職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

◎訓告等…処分ではないが、自己の行為に対する責任を自覚させ、将来を戒めて職務遂行に対する姿勢の改善、意識向上などを目的となされます。

VI 職員の研修と勤務成績の評定の状況

①研修開催状況（平成21年度）

独自研修	その他研修
11件	884人 25件 89人

（注）受講者は延べ人数です。

②勤務成績の評定の状況

勤務評定による人事および昇給・手当へ反映させるための人事評価制度については、試行期間中であり、処遇への反映は、制度の構築後、段階的に行う予定です。

VII 職員の福祉と利益の保護の状況

①公務災害などの概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

②福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、中野市職員互助会を設置し、各種事業を実施しています。この互助会は、職員からの会費と市の補助金などで運営されています。また、職員の共済制度は、地方公務員法等共済組合法に基づき、職員と市において分担・拠出する財源により、厚生年金、国民年金、健康保険および国民健康保険と同様の社会保険制度です。

VIII その他市長が必要と認める事項

（1）定員適正化計画

平成18年4月1日から平成22年4月1日までの5年間を数値目標の設定期間とする「中野市定員適正化計画」を平成17年度に策定しました。この計画は、「中野市行政改革大綱と実行計画（集中改革プラン）」に反映し、スリムで効率的な行政運営の運営の構築による職員数の抑制を進めます。なお、詳細については市公式ホームページで公表しています。

◎目標（数・率）…平成22年4月1日における職員数は445人となります。これは平成17年4月1日現在の職員数482人から37人（7.7％）を減員したものととなります。

年度別採用計画および進捗状況

年度	17	18	19	20	21	22	計
計画	退職予定者数	6	9	9	17	11	− 52
	採用予定者数	5	3	1	4	2	− 15
	増減員数	△1	△6	△8	△13	△9	− △37
実績	増減員数	△2	△16	△9	△9	△6	− △42
	職員数	482	480	464	455	446	440

（注1）各年度、退職予定者は3月31日、採用予定者は翌年度の4月1日現在における職員数

（注2）実績欄の職員数は、各年度4月1日現在の職員数（教育長を含み、一部事務組合、広域連合派遣職員は除く）

V 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければいけません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は次のとおりです。

①職務命令等に従う義務②信用失墜行為の禁止③守秘義務④職務専念義務⑤政治的行為の制限⑥争議行為の禁止⑦営利企業等の従事制限

◎分限処分…職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的となされます。

◎懲戒処分…職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

▶増減理由

主な増員理由は、農林水産業務増、公営企業等会計部門の管理職員の専任化などによるものであり、主な減員理由は、事務の統廃合縮小、保健師業務の見直しおよび車両整備業務の嘱託化などによるものです。

▶増減理由

区分	内容
独自研修	新規採用職員研修会、情報セキュリティ研修、窓口接客とクレーム対応研修、中堅職員通信研修、法制執務研修、人権教育研修、リスクマネジメント研修、交通安全運転講習、中堅職員体験研修、政策法務研修、人事評価制度研修、新規採用職員事前研修など
市以外が主催する研修	部課長研修、管理者研修、主査研修、係長研修、一般行政職員研修、新規採用職員研修、電子自治体推進研修、財務会計事務研修、公営企業経理事務研修、税務職員初任者研修、中堅行政職員研修、財務事務研修、法制執務（基礎）研修、法制執務（応用）研修、償却資産事務研修、土地評価事務研修、住民税事務研修など

VII 職員の福祉と利益の保護の状況

①公務災害などの概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

②福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、中野市職員互助会を設置し、各種事業を実施しています。この互助会は、職員からの会費と市の補助金などで運営されています。また、職員の共済制度は、地方公務員法等共済組合法に基づき、職員と市において分担・拠出する財源により、厚生年金、国民年金、健康保険および国民健康保険と同様の社会保険制度です。

（2）嘱託・臨時職員の状況

I 職員数（平成22年4月1日現在）

区分	職員数	保育所関係	小・中学校関係	その他
嘱託職員	204人	117人	9人	78人
臨時職員	227人	52人	72人	103人

II 報酬および賃金について（平成22年度）

①嘱託職員報酬月額

・統括的な事務および管理を行う事務局の長および施設の長 186,200円
・教諭、学芸員、介護支援専門員 174,200円
・指導員、児童厚生員、母子相談員 157,700円
・栄養士、歯科衛生士 142,100円
・保育士 142,100円~157,700円
・運転業務、調理技師、施設などの維持、管理業務、一般 137,600円（正規職員の配置されていない職場の主となる調理技師は139,900円）
・保健師、精神保健福祉士などの専門職種は、別途、市長が認める額
※報酬月額のほかに6月および12月に1.0月分以内の割増報酬を支給しています。

②臨時職員賃金（1時間当たり）

・一般事務、学校事務、図書事務、施設などの維持管理業務 742円
・調理技師、指導員 755円
・保育士、児童厚生員 767円
・長時間保育士 928円~957円
※通勤手当 2km以上5km未満…1日150円／5km以上…1日200円
※年末一時金…12月に1.0月分以内の年末一時金を支給しています。